

## 6 県施策に係る適応の取組方針

各分野の「将来予測される影響」に係る県施策の取組方針について、日本の評価報告書における評価（重要性・緊急性・確信度）を踏まえ記載しています。

なお、影響予測には不確実性が存在するため、今後も気候変動による影響に関連する県内の現象を継続して把握し、最新の科学的知見とあわせて庁内で情報共有するとともに、これらの情報に基づき、今後も柔軟に施策を見直ししていきます。

### (1) 農業・林業・水産業

#### ① 農業

##### ○ 水稻・野菜・果樹

高温による農作物の生育障害等を軽減するため、栽培管理技術の開発・普及、高温耐性品種などの選定・導入推進、生育情報に基づく生育障害等の発生防止対策の推進などに取り組みます。

##### ○ 畜産

畜舎内の散水・散霧や換気、屋根への石灰塗布や散水等の暑熱対策の啓発を図るとともに、暑熱時の生産性低下を防止する技術等の開発に取り組みます。

##### ○ 病虫害・雑草

病虫害の発生予察<sup>17</sup>により発生状況を的確に把握し、関係者等に情報提供するとともに、適切な病虫害防除を実施するため、病虫害防除指針を作成・配布します。

##### ○ 農業生産基盤

農村地域の災害未然防止や国土保全・多面的機能を確保するため、集中豪雨等による農地や農業用施設の湛水被害の解消対策や、自然的社会的状況の変化等によって機能低下した農業水利施設等の整備・補強を推進します。

#### ② 林業

森林の炭素蓄積量や吸収量について、現在、環境に配慮した健全な森林の保全対策として間伐等の推進による健全な森林育成等を進めています。今後も引き続き間伐等による森林の二酸化炭素吸収能力の向上に取り組んでいきます。

---

<sup>17</sup> 発生予察 病虫害に対して適時で経済的な防除を行なうためには、病虫害の発生状況を把握し、将来の発生程度やそれによる被害を的確に予測する情報が有用である。その情報を病虫害発生予察情報、その情報を得て公表する活動を病虫害発生予察（発生予察）という。

【農業技術事典(NAROPEDIA)(編著:(国研) 農業・食品産業技術総合研究機構、発行:(社)農山漁村文化協会)より引用】

### ③ 水産業

#### ○ 回遊性魚介類（魚類等の生態）

現在行っている海況情報の提供による効率的な操業支援について引き続き取り組んでいきます。

#### ○ 増養殖等

海苔の高水温耐性品種「ちばの輝き」等の普及・開発や養殖技術指導に取り組めます。

藻場消失の原因を究明し、藻場再生への支援等に取り組めます。

## (2) 水環境・水資源

### ① 水環境

#### ○ 全般・その他

公用水域の水質状況について、これまでも行ってきた測定を継続するとともに、経年変化を監視していきます。

県水道局の水道事業について、水源である河川や湖沼においてこれまで行ってきた定期的な水質検査を今後も継続していくとともに、長期的な傾向について把握していきます。

#### ○ 湖沼・ダム湖

印旛沼、手賀沼及び霞ヶ浦の水質改善に向けて、これまでも湖沼水質保全計画に基づき生活排水対策などの取組を推進してきたところであり、今後も引き続き水質改善に向けた取組を推進していきます。

また、近年の気候変動による印旛沼及び手賀沼の水質等への影響を把握するため、沼の特性を踏まえ、調査項目及び調査方法等を検討するとともに、既存データの解析や、追加的なモニタリング等を実施します。

#### ○ 沿岸域及び閉鎖性海域

東京湾の青潮対策や漁場改善を目的として、覆砂などを行っているところです。現在、青潮の原因となる貧酸素水塊の分布予測システムや漁場改善手法の検討のためのシミュレーションシステムの開発等を行っており、今後、これらを用いた貧酸素水塊による影響の軽減対策に取り組めます。

東京湾の水環境を総合的に改善することを目的として、国の基本方針に即して策定した東京湾総量削減計画に基づき、流入するCOD、窒素、りん総量の削減を進めます。また、東京湾再生推進会議で策定された東京湾再生のための行動計画（第二期）に基づき、関係機関と連携して水質改善や生物多様性の確保等に貢献している干潟・浅場等の保全・再生を図ります。

### ② 水資源

#### ○ 全般・その他

ダムなどの水資源開発施設だけでなく、雨水や汚水処理水の再利用等、水資源の有効利用を促進し、節水型社会の形成を図ります。

## ○ 水供給（地表水）

渇水時には、渇水対策本部を設置し、関係利水者に対して取水制限を要請していきます。

また、関係機関に対して情報の収集、伝達を行うとともに、県民に節水を呼び掛ける広報を行っていきます。

県水道局の水道事業における渇水対策基本計画では、配水区域の細分化を検討するとともに、渇水時において迅速かつ的確な対応を図るため、給水体制を確立し、応急給水、広報活動等の充実に努めることを基本方針としています。今後も引き続き同計画に基づき、給水の確保を図るための事前対策及び渇水時の対策を進めていきます。

県水道局の工業用水道事業では、渇水時の迅速かつ円滑な対応を図るため、「渇水対応の手引き」により、受水企業への節水要請を行うとともに企業間の水の融通調整等を行い、企業活動への影響を最小限に抑えるよう努めていきます。

## ○ 水需要

水利権の安定化を図るため、建設中の水資源開発施設（八ッ場ダム等）の早期完成を国等に働きかけていきます。

### (3) 自然生態系

#### (全般)

気候変動に対し生態系は全体として変化するため、これを人為的な対策により広範に抑制することは不可能です。

そのため、モニタリングにより種の変化を把握するとともに、気候変動以外の要因も含むストレスを低減することにより、気候変動に対する順応性の高い健全な生態系を保全又は回復することを対策の基本とします。

#### ○ 陸域生態系（自然林・二次林）

ヒメコマツについては、回復計画に基づき、生育状況の調査や系統保存等を行っていきます。その他、必要に応じて保全のための措置を講じていきます。

#### ○ 陸域生態系（人工林）

森林の有する多面的機能を発揮させるため、海岸県有保安林など病害虫による被害を受けた森林の早期再生を図るとともに、病害虫に対して抵抗性がある優良苗木の生産・確保を行います。

#### ○ 生物季節・分布や個体数の変動

「生命のにぎわい調査団事業」において、調査対象種の生物季節（開花、産卵、初鳴き等）及び生物分布域等を団員（県民）が県に報告することによりモニタリングを行い経年変化を把握していきます。

特定外来生物<sup>18</sup>のうち、侵入の可能性がある種についてはモニタリングを実施し、水際で侵入を阻止するよう、適切に防除対策を実施します。

---

<sup>18</sup> 特定外来生物 「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（外来生物法）に基づき、生態系、人の生命・身体、農林水産業等への被害を及ぼす又は及ぼすおそれがあるとして政令で指定された生物。輸入、販売、飼育、栽培、運搬等が禁止されている。

## (4) 自然災害・沿岸域

(全般)

人命を最優先に、減災の視点に立ち、自然現象は想定を超える可能性があることは十分に認識し、施設整備などのハード対策を推進します。また、ソフト対策として、施設の想定を超える事態が発生した際に被害を最小限に抑えるため、防災対策を推進していきます。

《防災対策》

災害発生時の被害を最小化し迅速な復旧を行うため、以下の取組を推進します。

1. 防災基本条例に基づき、自助・共助の取組を推進し、地域防災力の向上を図ります。
2. 西部防災センターにおいて県民への防災啓発を行います。
3. 災害対策コーディネーター<sup>19</sup>の対応力を醸成するためスキルアップ講座を開催します。
4. 防災研修センターにおいて、実践的な防災教育を実施します。
5. 自主防災組織の組織数の増加や活動の活性化を市町村に働きかけます。
6. 避難行動要支援者名簿及び個別計画の作成の促進を市町村に働きかけます。
7. 広報紙・テレビ・ラジオ・新聞などを通じて県民の防災意識向上を図ります。
8. 大規模災害時において救援部隊、救援物資等の支援を円滑に受け入れるため、千葉県大規模災害時における応援受入計画に基づき、応援受入体制を強化します。
9. 災害時の緊急物資等の供給体制を強化します。
10. 市町村の消防力向上のため、消防施設・設備の整備に対し補助を行います。
11. 消防団活動や入団への理解促進のための啓発等を実施します。

### ① 河川

#### ○ 洪水

社会資本総合整備計画に基づき、概ね10年に1回程度発生すると予想される規模の降雨(1/10降雨、1時間当たり50mm程度)に対応した河川整備を推進し、1/10降雨で浸水する恐れのある区域の縮小を図っています。今後も引き続き計画に基づく整備を推進していきます。

---

<sup>19</sup> 災害対策コーディネーター 大規模災害時において、地域に密着した自主防災組織、ボランティア、NPO等の協力を得て県民と行政が一体となって災害対策活動を展開するため、各組織を取りまとめるとともに他の組織や行政関係機関との連絡調整役を担う人材。

また、河川の氾濫から人命を守るため、河川の防災情報の積極的な発信、洪水で浸水が予測される区域の検討を進めます。

○ 内水

内水ハザードマップを作成する市町村を支援するとともに、市町村による下水道（雨水）施設の整備を促進します。

② 沿岸

○ 海面上昇

海面上昇や気象・海象条件の変化に備え、潮位や波浪等を継続的に把握し経年変化を確認していきます。潮位データ等については、国や沿岸自治体と連携し、必要に応じて防護水準に加味していきます。

○ 高波・高潮

港湾及び漁港の外郭施設、係留施設の嵩上げや粘り強い構造を持つ海岸保全施設の整備等については、防護水準を基に推進していきます。

高潮氾濫から人命を守るため、高潮で浸水が想定される区域の検討を進めます。

○ 海岸侵食

急激な侵食が予想される海岸においては、関係機関と連携しつつ、沿岸や流入河川における土砂動態や各海岸特有の漂砂特性の解明に資する調査・観測を実施していきます。

現状では浜幅が比較的広いが侵食傾向にある海岸や、現状で浜幅が狭い海岸のある地域については、来襲波浪や地形変化の継続的な観測を行うなど、積極的に予防措置を講じます。

③ 山地・その他

○ 土石流・地すべり等

土砂災害から人家や県道・市町村道などを保全するため、土砂災害防止施設の整備等を推進していきます。

また、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の主旨を踏まえ、土砂災害警戒区域等の指定を促進するとともに、指定の前段階においても基礎調査結果を公表し、住民に対して早期に土砂災害の危険性を周知してまいります。

さらに、農地・林地等について、土砂災害の被害を最小限に抑えるため、経済活動及び住民生活等に影響が大きい地すべり防止施設等のハード対策を推進します。

## (5) 健康

### ○ 暑熱等

熱中症対策について、救急、教育、健康福祉、仕事場・日常生活等の各場面において、予防・対処法の普及啓発、発生状況等に係る情報提供を行います。

また、特に、熱中症に注意が必要な高齢者や子ども、暑さに慣れていない外国人を対象に予防・対処法の普及啓発を行います。

### ○ 感染症

蚊媒介感染症対策については、千葉県蚊媒介感染症対策の手引き等に基づき対策を実施します。その他の感染症については、感染症と気候変動の関係についての国による科学的知見の集積を踏まえ、感染症の拡大防止に努めます。

### ○ その他

光化学オキシダント対策については、これまで、光化学オキシダントの原因物質である窒素酸化物や揮発性有機化合物（VOC）<sup>20</sup>の排出抑制などの対策を実施してきたところであり、引き続き、大気汚染防止対策を推進します。

## (6) 産業・経済活動

### ○ 観光業

変化する地域の状況と旅行者ニーズの把握に努め、観光産業の振興を図ります。

---

<sup>20</sup> 揮発性有機化合物 大気中に排出され、又は飛散したときに気体である有機化合物のこと。代表的な物質としてはトルエン、キシレン、酢酸エチルなどがある。浮遊粒子状物質や光化学オキシダントの原因物質のひとつ。

## (7) 県民生活・都市生活

### ○ 都市インフラ・ライフライン等（水道、交通等）

水道事業について、断減水による県民生活の影響を未然に防止・軽減するため、水害等の自然災害にも耐えられる水道施設の耐震化を促進するとともに、水道施設の被害や異常湧水などの際に迅速で適切な応急措置及び復旧が行えるよう県内の水道事業体間で千葉県水道災害相互応援協定を締結しており、今後も引き続き水道災害時に備えた体制を整備していきます。

### ○ 暑熱による生活への影響等

ヒートアイランド対策について、これまで実態把握調査による情報提供の実施及びガイドラインの作成による普及啓発を行ってきたところであり、引き続きこれらの普及啓発等を推進します。

また、建築物や敷地の緑化及び歩道における透水性舗装の整備などにより街路空間の熱ストレス軽減対策に取り組めます。

さらに、クールビズ、クールシェア<sup>21</sup>や打ち水の実施など、個人のライフスタイルを変えることによる熱ストレス軽減対策に取り組めます。

---

<sup>21</sup> クールシェア 一人一台のエアコンをやめなるべく1部屋に集まる工夫をしたり、公園や公共施設を利用して涼をシェアするなど一人あたりのエアコン使用を見直すこと。